遺言書

第1条 **遺言**者は、遺言者の有する預貯金の中からそれぞれ金300万円宛を、長女中村真央(昭和45年5月5日生)、次女宮崎静香(昭和49年6月6日生)及び次男宮崎直貴(昭和50年8月8日生)の3名に相続させる。

第2条 遺言者は、遺言者の有する預貯金の中から金300万円宛を、長男宮崎一郎の 妻宮崎祐子(昭和45年5月9日生)に遺贈する。

第3条 遺言者は、第1条及び第2条記載の金1,200万円を除く遺言者の有する不動産その他一切の財産を、長男宮崎一郎(昭和44年1月5日生)に相続させる。

第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、長男宮崎一郎を指定する。

第5条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男宮崎一郎を指定する

付言 家業の和菓子店は、長男一郎夫婦が切り盛りしていました。そこで、以上のような遺言としました。父の気持ちを理解して、みんな仲よく暮らすよう希望します。

平成27年4月29日

住所 福岡県久留米市中央町38番地23 遺言者 宮崎 信幸 印